

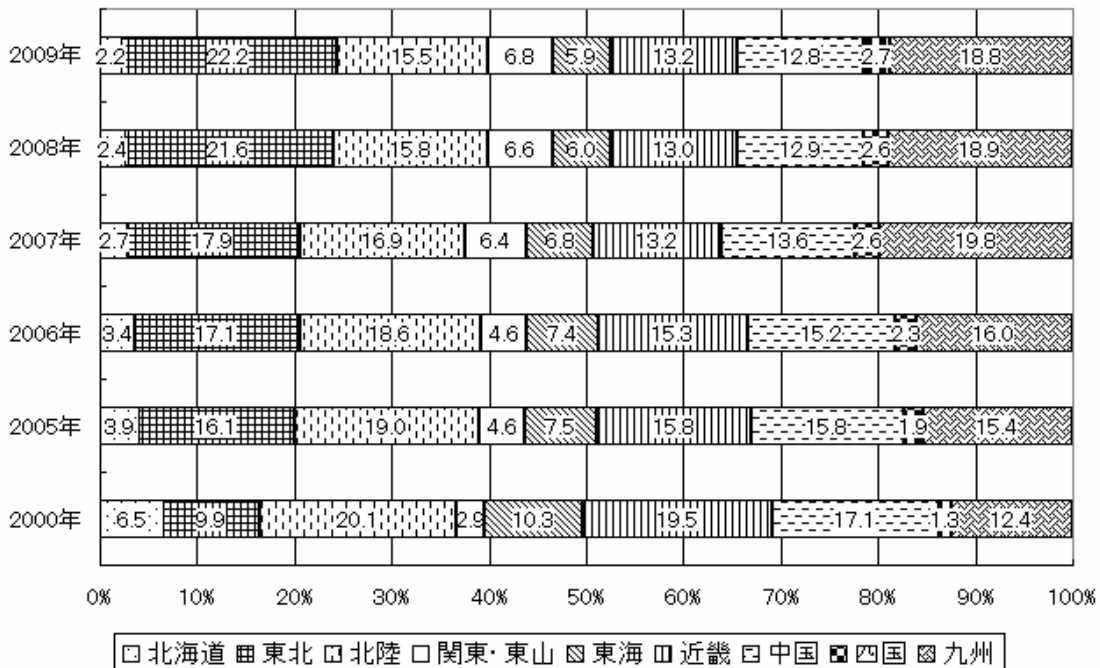
## 第4章 秋田県における集落営農組織の現状と課題

秋田県立大学 椿 真一

### はじめに

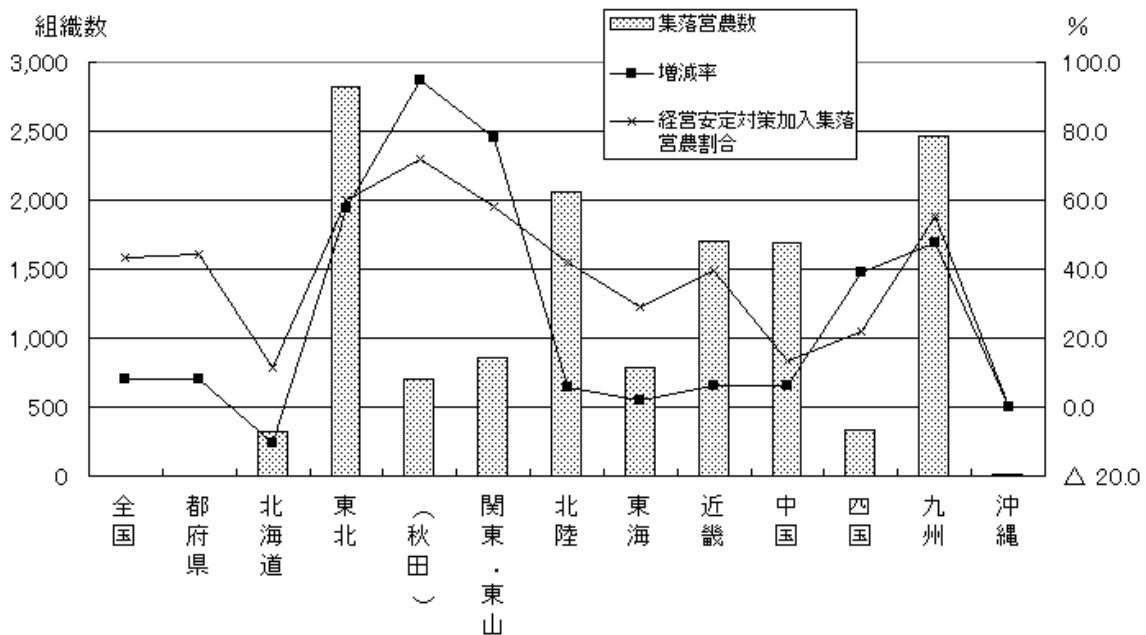
2002年の米政策改革ならびに2007年の品目横断的経営安定対策（現「水田・畑作経営所得安定対策」）のもと、経営体としての実態を有する集落営農組織が担い手として位置づけられた。ここ最近、集落営農組織数は大幅に増加しており、2009年の集落営農数は1万3,436で、2000年から34.9%も増えることとなった。ただしこの間に、集落営農組織が多かった地域である北陸は3.7%、中国も1.4%の微増にとどまり、近畿にいたっては減少している。その一方で東北は約3倍、九州でも2倍の大きな伸びを示しており、この2つが全体の伸びを支えたことになる。

2009年2月時点で、集落営農組織のブロック別シェアは東北22.2%、九州18.8%であり、この2地域で全国の集落営農の4割を占めるに至っている（第1図）。九州では2006年から07年にかけて、東北では07年から08年にかけて集落営農組織が大きく増加して



第1図 集落営農の地域ブロック別構成比

資料：農林水産省「集落営農実態調査結果の概要」（2009年2月1日）



第2図 地域別集落営農組織数と水田経営所得安定対策加入割合

資料：農林水産省「集落営農実態調査結果の概要」及び「平成20年産水田・畑作経営所得安定対策加入申請状況」より作成

- 注1) 集落営農数は平成20年2月1日現在
- 2) 増減率は平成18年から20年にかけて増加した集落営農の割合
- 3) 経営安定対策は平成20年産申請数を利用

いるが、これについては「水田・畑作経営所得安定対策」（以下「経営安定対策」と表記）の受け皿づくりの側面が強いとの指摘がある<sup>1)</sup>。実際、集落営農組織が短期間に増加した東北と九州で、経営安定対策に加入する集落営農組織の割合が5～6割と高くなっている（第2図）。同対策は麦で先行したため、麦作付面積の大きい九州でまず集落営農の組織化が進み、大豆、米の申請が始まると同時に東北においても集落営農の組織化が進んだと考えられる。

集落営農組織が多い東北の中でも、秋田県が最も多く、2009年で東北の集落営農組織の24.2%を占めている。秋田県の集落営農組織は2005年に335組織だったものが、06年には361組織、07年には526組織、08年には703組織、そして09年には721組織へと増加しており、全国トップクラスの組織数となった。

水田と畑地（樹園地を除く）を合わせた経営耕地面積に占める集落営農組織の活動面積（経営地+作業受託地）は、秋田県では19%（全国14%）になっており、農業の担い手としての位置が高まっている。では、このように急増した集落営農組織の実態はどのようなものであろうか。

本稿では、まず秋田県に経営安定対策への対応を迫った背景・要因を秋田県の農業構造から確認する。次に、経営安定対策対応で設立された集落営農組織の実態を、秋田県内の2事例をもとに明らかにし、課題と今後の展望を考察する。

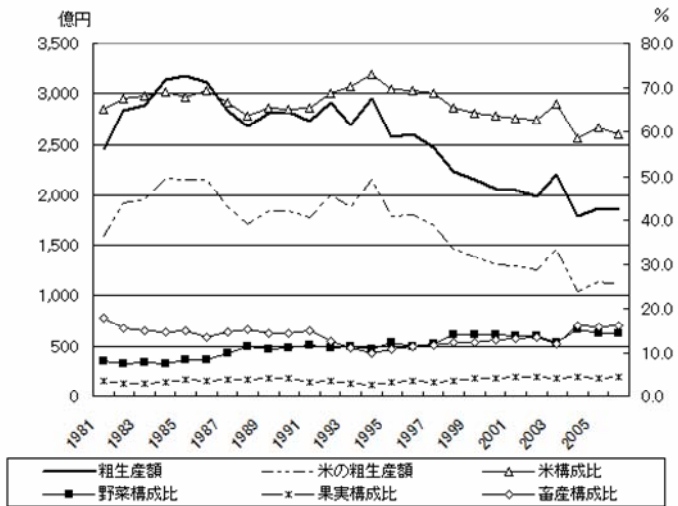
## 1. 秋田県における集落営農組織急増の背景・要因

秋田県農業の特徴のひとつに、稲作への特化がある。2005年農林業センサスで、農業経営体が販売目的に作物を作付けた面積のうち、水稲が占める割合は、都府県66.1%に対して秋田は87%とかなり高い。また販売のあった農業経営体のうち稲単一経営の割合は都府県52.8%に対して秋田は81.1%である。

農業粗生産額をみても、粗生産額の6割は米が占めており、稲作に極端に依存した農業構造のため、米の粗生産額の減少と連動して全体の粗生産額も年々減少傾向にある（第3図）。特に米価の下落に歯止めがかからないような状況が続いており、2007年産では1万3,627円とピーク時の6割程度まで下がった（第4図）。こうした点が経営安定対策に米を中心として加入する要因になっている。

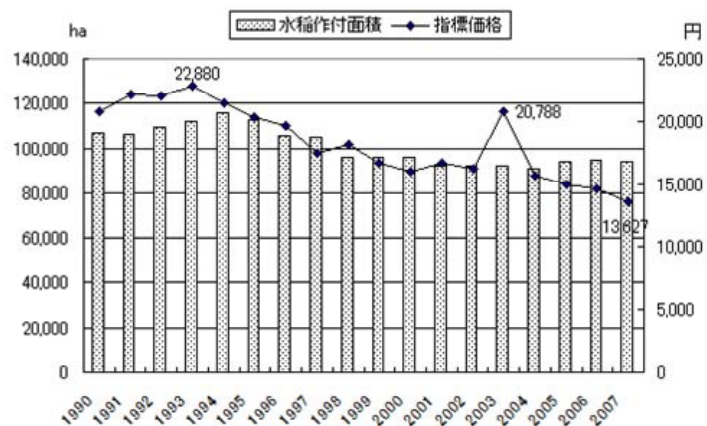
もうひとつの特徴は、中規模層が厚く存在するという点である。経営規模が2～4ha層の構成比をみると、秋田県は23.3%（都府県11.7%）と、中規模農家が厚く存在している。しかも、専業農家率が13.6%（都府県21.8%）と低い一方で、第二種兼業農家率は69.4%（都府県63.1%）と高い。秋田県の販売農家の90%は4ha未満であり、4ha未満の販売農家の78%が兼業農家である。

つまり、自己完結的に経営を続けてきた、比較的規模の大きい兼業農家が広範に滞留していたため、一方では個別に経営所得安定対策への加入条件である経営面積4ha以上という敷居を越えられない農家が多く、他方で、集落営農組織も少なかったため、多くの農家が経営安定対策から外れるという事態が想定された。こうした危機感から、県



第3図 秋田県の農業粗生産額と構成比

資料：東北農政局秋田統計・情報センター『秋田県農林水産統計年報』各年次より作成

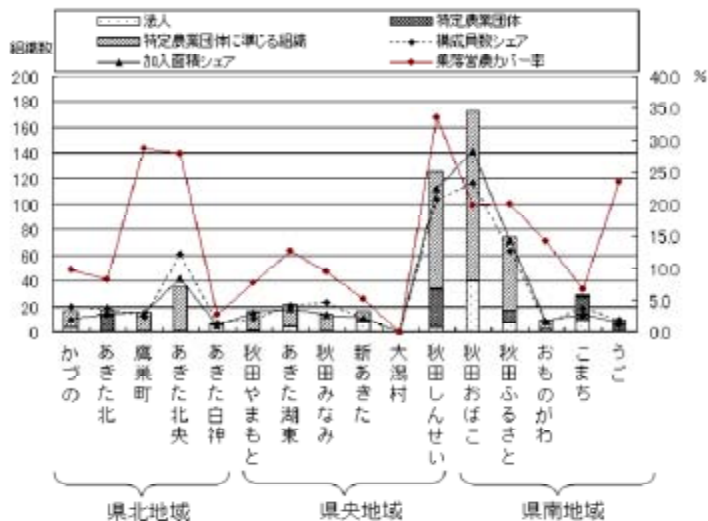


第4図 秋田県の水稲作付面積と秋田県産あきたこまちの指標価格

資料：指標価格は全農秋田県本部提供資料による。作付面積は東北農政局秋田統計・情報センター『秋田県農林水産統計年報』による。  
注：指標価格は、価格センター落札価格の加重平均（1等価格で包装代金と消費税は別）

とJAが協力して集落営農の組織化を推進することとなった。その結果、多くの集落営農組織ができたのである。

2008年のJA別集落営農組織の経営安定対策加入状況をみたのが第5図であり、県南地域で集落営農組織が多いことが見て取れる。以下の事例分析では、「JA秋田しんせい」および「JAかづの」管内の集落営農組織を取り上げる。



第5図 秋田県のJA別水田経営所得安定対策加入集落営農数

資料：秋田県農業協同組合中央会「集落営農組合の組織的運営にむけて」（平成20年6月掲載データより作成）

## 2. JA秋田しんせい管内の集落営農組織の展開

### (1) 地域の概要

JA秋田しんせい管内は、行政区域では由利本荘市とにかほ市から構成され、県の南西部に位置し、西を日本海に、南を山形県に接している。由利本荘市は2005年3月に1市8町が、にかほ市は2005年10月に3町が合併したもので、両市を合わせた由利地域の面積は1,450 km<sup>2</sup>になる。

農林業センサスによると2005年の販売農家戸数は6,318戸で、専業農家、第一種兼業農家、第二種兼業農家それぞれの構成比は9.6%、14.8%、75.6%である。県全体と比較して専業、I兼の割合が小さく（それぞれ13.6%、17.0%）、II兼割合（県全体69.4%）が大きい。2000年との比較では、由利地域の販売農家戸数は5年間に11.0%減少し、内訳では専業が実数で174戸、率で40.0%増加したのに対し、I兼、II兼はそれぞれ209戸18.3%、746戸13.5%が減少している。農業就業人口は2005年で9,637人、うち65歳以上比率は61.1%で、5年前と比較して5.8ポイント増加した。



農業産出額は2006年が165億6千万円でうち米の割合が65.6%と、米の占める割合が秋田県平均の59.5%より高い。複合部門では野菜（中心品目はミニトマト、アスパラガス、ネギ）の12.2%、「由利牛」の産地として肉用牛が9.1%を占める。米の生産では、ひとめ

ぼれの作付割合が6割もあり、この点があきたこまの作付けが中心である県内他地域と比べて特徴的である。

2008年の生産調整実施状況は、水田面積1万2,941haに対して生産調整実施面積は3割にあたる3,754haである。生産調整では野菜等による転作が40%、自己保全管理が36%を占め、大豆は14%である（大豆の平均単収は90kg/10a程度）。これ以外では加工用米が115ha、ホールクroppサイレージ180haがある。したがって、主食用米作付面積は水稻作付目標面積をわずかに下回っている。産地づくり交付金はまだ旧市町村単位の運用になっており、それぞれの事業毎の交付金単価も統一できていない。

管内には450集落があり、このうち202集落で130の集落営農組織が活動している。これらの設立年をみると、2005年が1組織、06年が47組織、07年が77組織、08年が5組織であり、まさに経営安定対策を受けた組織化であったことが伺えよう。

同対策への加入状況を見ると、129の集落営農組織が経営安定対策に加入しており、集落営農組織の水田経営面積は4,565haで、水稻作付面積3,497ha、大豆作付面積319haが経営安定対策に加入している面積である。

また、法人組織はわずかに2組織にとどまっている（特定農業団体は30）。集落営農組織は米+大豆の作付けがほとんどで、園芸部門を取り入れている集落営農組織は数えるほどしかない。

## （2） 特定農業団体K営農組合

### 1) K集落における作業受委託の展開

K営農組合が展開するK集落は由利本荘市の平場水田地帯に位置し、世帯数45戸で、このうち農家は27戸、土地持ち非農家5戸で構成される。認定農業者は7戸存在している。集落の水田面積は45haで生産調整率は3割である。当集落の実勢小作料は2万円とやや高くなっている。K集落では1970年代に基盤整備が実施されたが、圃場区画は30aと小さくなく、土壌排水もあまりよくない。

K集落では、1985年に農業構造改善事業でミニライスセンターが集落につくられた。これを契機として、3条刈コンバインを2台導入して専業農家を中心とした集落農家7名で稲の収穫作業および乾燥・調整を共同で行うK水稻生産組合が組織された。後に若手農業者2名を加えて9名での活動となった。K水稻生産組合の作業は構成員9名がそれぞれ役割分担して実施されてきた。

構成員ではない集落内の農家もコンバインの更新はせず、K水稻生産組合に米の収穫作業と乾燥・調整を委託するようになった。したがって集落農家27戸のうちコンバインを所有している農家は3戸にまで減っている。

K集落では水稻収穫作業はK水稻生産組合による受託が進み、それ以外の水稻作業は個人間で受託がなされてきた。K水稻生産組合の収穫作業については委託農家間で不公平がないように、作業される圃場の順番はくじ引きで決められる。また、委託農家ごとに収

穫、運搬し、乾燥・調整にまわされるため、効率が悪く、今後の課題となっている。

K集落の生産調整は農家ごとに配分されており、対応も農家自身が決定する。K集落の転作は大豆転作が中心であるが、その他に野菜3haや自己保全管理、調整水田が1haほどあって、それで3割の転作配分を消化している。転作大豆については広域的な大豆作業の受託組織があって、そこに耕起を除く全作業を委託してきた。産地づくり交付金はすべて個人に入っている。なお、K集落ではブロックローテーションや転作の団地化は実施されておらず、転作は固定化されたバラ転で、集落にある転作団地としては1haの1団地があるだけである。この背景にあるのは、農家が稲作不適地で転作する傾向である。団地化できないばかりか、もともと圃場条件がよくない上に、湿害なども重なって大豆の収量はかなり低くなっている。

このように、K集落ではK水稻生産組合による水稻収穫作業、広域的に担われている転作作業のいずれにおいても、団地化等の効率化が発揮されない形での作業受託体制が形成されていた。

## 2) K集落における経営安定対策対応の集落営農組織

ところが、経営安定対策をうけて全県的に集落営農組織の設立機運が高まったことがきっかけで、当集落でも2006年に集落農家27戸のうち25戸（うち認定農業者が5戸）が参加する形で特定農業団体K営農組合が設立された。集落営農組織を作る際、前述の作業受託組織K水稻生産組合を母体とするのではなく新たにK営農組合を別組織として立ち上げ、現在、K水稻生産組合とK営農組合は別個に運営されている。

K営農組合の構成員25戸の経営規模別分布は、0.5ha未満7戸、0.5～1.0ha6戸、1.0～2.0ha3戸、2.0～3.0ha4戸（1）、3.0～4.0ha2戸（1）、4.0～5.0ha2戸（2）、5.0ha以上1戸（1）である（カッコは認定農業者）。最大の農家は7ha規模の認定農業者である。

K営農組合に参加している農家の水田面積をあわせると40haになる。K営農組合としての作付面積は水稻が28ha、大豆が7haである。集落ぐるみで水稻および大豆の基幹3作業を行っている形だが、K営農組合名義の機械所有はなく、稲作では収穫を除く作業は構成員がそれぞれ実施し、収穫はK水稻生産組合が行っている。大豆については、耕起作業のみ構成員がそれぞれ実施するが、耕起以外の機械作業はK水稻生産組合が行っている。構成員はK営農組合から配当を受けた後に、K水稻生産組合に委託料を支払うもので、K営農組合とK水稻生産組合の間に作業の受委託契約はない（K営農組合の経理上からはK水稻生産組合の姿が見えなくなっている）。

収支は一元化しているが、個別農家の収支を単に積み上げたもので、個人ごとに計算し、分配も個人ごとに計算している。

K営農組合の2008年度の収入は4,000万円であり、米販売額が3,100万円、大豆販売額が10万円、大豆のゲタ部分が83万円、ナラシ部分が140万円、産地づくり交付金は460万円、雑収入が200万円あった。支出は820万円であり、差し引き3,100万円が構成

員に配分されたことになる。

### 3) K集落の個別農家の現状

2008年10月にK集落の農家27戸の悉皆調査を行った。27戸のうち、25戸は集落営農組織に参加しており、2戸の認定農業者が不参加である。集落営農組織に参加している農家のうち、9戸はK水稻生産組合に加入している。個別農家の事例では、K水稻生産組合に加入し、オペレータを担当している9戸を類型Ⅰ、K営農組合に参加する非オペレータ農家を類型Ⅱ、K営農組合に参加していない農家を類型Ⅲとして分析する(第1表)。

#### (i) K水稻生産組合に加入している農家(類型Ⅰ)

この類型には9戸が該当する。この9戸はK営農組合の中心メンバーであって、役員はこの層から選出されている。9戸のうち認定農業者は5戸であるが、2戸(A, D)は経営主がアルバイトで家計を補っている。オペレータを担当している農家の年齢は50歳代が2名、60歳代が5名、70歳代が2名とかなり高くなっている。

水田経営面積は7ha規模を最大に、4ha規模が2戸、3ha規模が1戸、2ha規模が3戸、1ha規模が1戸である。借地はA農家が5.8ha、B農家1.6ha、C農家1.9haまでが大きく、その他農家は小さい。借地は相手から頼まれたものがほとんどで、積極的に借地拡大を図ってきたのではない。借地のほとんどは集落内で小作料は10a当たり2万円となっている。

葉タバコや野菜部門を導入している農家で販売額もやや高くなっており450~890万円にはなっているが、米+転作大豆だけの農家では100~300万円にとどまる。

この類型は水稻収穫作業の機械オペレータや運搬、乾燥・調整作業に従事している。早くから稲作の収穫作業を共同で実施してきたこともあって、コンバインはいずれも所有しておらず、K水稻生産組合に委託する一方で、トラクターと田植機を個人ないしメンバー間で共有し、個別に作業している。今後ともトラクターは個別に更新していくものの、田植機についてはK営農組合が田植え作業受託を始めることを前提に更新しないようである。

稲収穫作業のオペレータ賃金は日給8,000円であり、オペレータ賃金大きいA農家では年間50万円ほどになるが、その他の農家は20万円前後である。オペレータ賃金は委託料を相殺するくらいの位置にはあるようだ。オペレータ作業を拡大したいと考える農家は1戸(A)あって、作業時間が増えるのならば農外就業をやめてオペレータに集中したいと考えている。しかし他の農家は労働力の高齢化や自家農業の園芸部門との労働競合、農外就業との競合により拡大は望んでいない。

後継者は安定的他産業従事の傍ら、農作業に従事しているものの、農繁期のわずかな期間であり、農業を継いでくれることが確定している農家は1戸のみで、他は農業を継いでくれるかどうか不明なため、後継者がいなかった時のための将来的な農地の受け皿として法人化した集落営農組織の必要性を感じている。





今後の経営については、規模拡大を考えている農家はいない。米価が低い中で、後継者が農業を継ぐかどうか分からない状態ではリスクが大きいという判断である。

#### (ii) 作業委託農家（類型Ⅱ）

K水稲生産組合には参加していなかったが、そこに作業を委託していた農家で、集落営農組織に参加した農家 16 戸が該当する。経営主が農業専従なのは 3 戸であり、残りは農外就業に従事している。経営主農業専従の農家もかつては農外就業に従事していた。

経営面積は最大でも 3.2ha で、以下、1ha 規模に 2 戸（階層最大は 1.4ha）、1ha 未満層に 13 戸（30a 以下が 8 戸）と規模の小さい農家が多い。

農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、コンバインを所有しているのは 1 戸（乾燥・調整は委託）だけであり、トラクターと田植機を所有しているのが 4 戸、トラクターのみが 4 戸、機械をまったく所有していない農家は 7 戸ある。機械更新（トラクター）を考えている農家は 2 戸にとどまり、ほとんどの農家は機械が壊れれば、当該作業を委託する意向であった。

稲収穫作業はK水稲生産組合に委託し、耕起や田植え作業は個人に委託することで対応している。耕起・代掻き、田植え、稲収穫作業を委託している農家は、トラクターを所有している農家も含めて 9 戸であって、このうち畦畔管理や水管理もしない全作業委託農家は 3 戸である。

農業経営は水稲作が中心で、生産調整として大豆（3 戸）、自家消費野菜（2 戸）、あるいは自己保全管理・調整水田（7 戸）で対応している。農産物販売額は規模の大きい J 農家で 300 万円あるものの、それ以外の農家は多くても 70 万円以下である。農業継続の理由は、飯米確保や先祖代々の土地を守るといった意見が多かったが、農外収入が不安定なため、農業からの所得もある程度期待できる方がいいとする農家も 2 戸（N, R）あった。

農業後継者がいるとする農家は 5 戸しかなく、あとは農業の跡継ぎがない。したがって、将来的には農業後継者がいなかった場合は集落営農組織に貸し付けたいと考えている農家がほとんどで、「集落営農組織は将来的に農地の受け皿になる組織」だと期待している。

今後、この層を中心に集落営農組織への作業の流動化、さらには農地の流動化が進んでいく可能性は高いと考えられる。しかし、仮に組織への農地の流動化が進んだとしても、畦畔管理や水管理などできる作業はやっていきたいという農家が多く、単なる農地貸付者とまではいかないようである。

#### (iii) 個別展開の認定農業者（類型Ⅲ）

集落営農組織に参加していないこの類型には 2 戸が該当する。水田経営面積が集落で最大である Z 農家は 9.4ha（自作地 3.5ha）で、AA 農家は 4.9ha（自作地 1.2ha）である。前者は集落外の借地が 5.5ha と大きく、小作料は集落内外を問わず 10a 当たり 1 万 5,000 円であるのに対して、後者は集落内に 3.3ha をもち、小作料は集落内外ともに 10a 当たり 2 万円である。いずれも積極的な借地拡大をしてきたわけではなく、親戚や知人から頼ま

れて借地している。

経営主は 60 歳前後で夫婦 2 人が農業専従で、安定的な他産業に従事する後継者ないしその妻が繁忙期に手伝うという構図である。農作業機械を個別に装備しており、稲作については自己完結的に営農を行っている一方で、大豆作については耕起作業以外を大豆生産組合に委託している。もともと K 水稻生産組合との間で作業の受委託関係がなく、自己完結的な経営を続けてきたのであり、機械の更新についても個別に更新していく意向であった。

Z 農家は、水稻 8.5ha、大豆 50a に加えて畑の借地で 55a の葉タバコを栽培している。生産調整は大豆 50a に加えて自己保全管理 40a のみの対応である。農産物販売総額は 1,000 万円、米が 800 万円、葉タバコが 180 万円である。AA 農家は、水稻 3.4ha、大豆 1.1ha であり、生産調整は大豆 1.1ha に加えて 24a の自家消費野菜で対応している。農産物販売総額は 300 万円である。

今後の経営展開について、Z 農家は労働力の面で現在の規模がギリギリであり、借地の依頼があっても、引き受けられないため、他の農家に回してもらおうようである。後継者が農業専従にならないかぎりは現状維持とのことであるが、「収入が不安定であり息子には農業は勧められない」ということから、規模拡大の可能性はきわめて低いようである。

AA 農家は農業所得が減っているため、所得確保として規模拡大したいと考えている。ただし、拡大するといってもあと 1ha 程度にとどまるようである。

経営安定対策には個別に加入しており、現在、集落営農組織との間でメリットもデメリットもない状態であって、今後とも集落営農組織と棲み分けしていくようである。個別展開を見せるこれらの農家も、今のところ K 集落の農地の受け皿として積極的に拡大していくような事態にはなりそうもなく、もし農業後継者を確保できなかった場合は、集落営農組織への貸し付けも視野に入れている。この層から見ても、集落営農組織は「将来的には農地の受け皿になる組織」「もし自分ができなくなったら、農地を預けられるという安心感はある」と期待を寄せられている。

#### 4) K 集落の特徴と課題

K 集落では、農業構造改善事業を契機とした K 水稻生産組合の設立によって、すでに稲作収穫作業の受委託がある程度進展していた<sup>3)</sup>。ただし、この収穫作業の受委託についても、委託農家への個別対応という性格が強く、作業効率を上げるための調整などはできていなかった。経営安定対策対応で集落営農組織を作る際、この作業受託組織 K 水稻生産組合を母体とするのではなく新たに K 営農組合を別組織として立ち上げ、現在、K 水稻生産組合と K 営農組合は別個に運営されている。

K 営農組合は、これまでの個別対応的な集落の水田農業のあり方にまったく変更を加えず、組織形態だけが整えられての集落営農組織となった。しがたって、稲作作業の効率化のための調整や、転作作物の団地化も取り組まれないままである。

しかし、今後を考えるとこのままの体制が長くは続きそうにない。個別で田植え機械の

更新ができるのは規模の大きな数戸の農家だけであって、すでに現在、機械作業の全てを委託している農家も9戸ある。作業受託への要望は高まっており、その引き受け手としてK稲作生産組合とK営農組合が統合したものが期待されている。

問題はオペレータの確保である。現在のオペレータ層の年齢は高く、積極的にオペ出役を拡大したいと考える農家が少ない。今後どのようにしてオペレータを確保していくかがK集落の農業を維持していくための課題となりそうである。

土地利用についての課題も大きい。米や大豆に関わらず、組織への作業委託については、個人ごと、圃場ごとに収穫・乾燥調整が行われており、非常に効率が悪い。今後オペレータが不足していくのであれば、個々の経営地（所有地）にこだわらない作業順序・管理が可能な土地利用調整と、さらには米のプール計算も検討することで効率化、ひいては低コスト化を追求することが急務の課題であろう。これは転作対応からも重要な課題である。現在、個別の経営地の中で条件の悪い圃場が転作に回されており、バラ転で作業効率が悪く、転作作物の収量も低くなっている。たださえ条件の悪い圃場が転作に固定されているため連作が常態化している。これまで個別的土地利用が維持されてきた要因のひとつには、基盤整備が早い段階で入ったものの、その後の整備が実施されなかったことによって排水不良などが解消されておらず、圃場条件の差が大きいことがあげられる。

### 3. JAかつの管内の集落営農組織の展開

#### (1) JAかつの概要

JAかつの管内は、行政区としては鹿角市と小坂町で構成され、北東北3県のほぼ中央となる秋田県の北東部、花輪盆地に位置する。JAかつのは1963年に11農協が合併して誕生して以来、その後は未合併のまま現在にいたっている。管内は秋田県でも果樹・園芸産地として有名であり、果樹・園芸に関しては予冷施設や集出荷施設を配備している一方で、カントリーやミニライスセンターなどの配備はしておらず、稲作の位置づけがそれほど高くはない地域である。2007年度のJA農産物取扱高は74億6,000万円で畜産物59.8%、米23.4%、野菜12.2%、果実3.4%となっている。畜産物の高さは、11万頭規模の企業養豚が数社入っていることによる。



2005年農林業センサスによると、JAかつの管内の販売農家戸数は2,999戸で専業農家、第一種兼業農家、第二種兼業農家それぞれの構成比は14.6%、12.7%、72.6%である。県全体と比較して専業、Ⅱ兼の割合がやや大きい

(それぞれ 13.6%, 69.4%)。

基盤整備については、1 ha 区画に整備されているのは1集落のみ、面積にすれば 60ha にすぎず、管内水田のほとんどが 30a 区画である。管内の1農家当たり水田経営面積は約 1 ha であり、秋田県平均(約 2 ha)の半分しかないので、果樹などの園芸部門を取り入れることで所得確保を図ってきた(麦や大豆は気候条件によって取り組みは困難)。秋田県の販売農家は 81.4%が稲単一経営であるのに対して、当 JA 管内では 65.6%にとどまり、稲作依存度はかなり低くなっている。

管内の生産調整率は 33.1%であるが、実施率は 33.3%とやや上回っている<sup>4)</sup>。小作料は 1 万 3,000 円であり、秋田県内では低い方である。

園芸作物が中心ということもあり、稲作部門を省力化して、いかに複合部門へ労働力を向けるかが当地域の課題である。当 JA 管内では 1965 年～75 年にかけて構造改善事業でミニライスセンターが設置され、コンバインの導入によって米の収穫、乾燥・調整を共同で実施する組織が 30～40 組織ほど立ち上げられた。1 集落を単位とした組織が多かったようであるが、集落によっては 2～3 組織が存在した地域もあったという。こうした組織は現在も存続しているものが少なくないが、経営安定対策対応としての集落営農の組織化に際しては、そうした組織を母体としているというよりは、別途新たに設立されたものがほとんどのようである。

管内には集落営農組織が 16 組織あるが、設立年次をみると 2003 年が 1 組織、2007 年が 11 組織、2008 年が 4 組織となっている。こうした組織はほぼ 1 集落を範囲としている。JA かつのは大豆の乾燥・調整施設を所有しておらず、管内で大豆の作付はほとんどなく、また米の位置づけもそれほど高くはなかったこともあって、経営安定対策に慌てて加入するインセンティブが働かず、状況を見守る集落がほとんどであった。経営安定対策の全容が明らかになったことをうけて組織化に取り組んだため、集落営農組織の設立時期が県内の他地域よりも遅く、また組織数も少ない。

## (2) N 集落の概要

N 集落は鹿角市の中心部から 15km ほど南に位置する。2005 年センサス集落カードでは、販売農家数 26 戸のうち専業農家はなく、第一種兼業農家 5 戸、第二種兼業農家 21 戸となっている。経営耕地規模別では 1 ha 未満 9 戸、1～2 ha 層 9 戸、2～3 ha 層が 3 戸、3～5 ha 層 4 戸で、もっとも規模の大きい 1 戸は 10ha 以上となっている。集落の水田面積は 60ha (畑地面積は 1.3ha) で、水田の基盤整備は 1980 年前後に取り組まれた当時のままであり、圃場も 30a 区画となっている。

2008 年 11 月の時点では、N 集落の総世帯数は 32 戸で、農家数は 23 戸、土地持ち非農家が 9 戸であった。農家のうち認定農業者は 6 戸で、経営類型は米専作が 1 戸で残りは野菜(きゅうり、トウモロコシ)や花卉、畜産(肉牛肥育)といった複合部門が主力となっている。

N 集落では、1976 年に農業構造改善事業でミニライスセンターと 4 条刈りコンバイン 2

台を導入して、集落内を対象に米の収穫受託および乾燥・調整を行うN生産組合が、認定農業者4戸を含む15戸の農家で組織された。構成員は稲収穫や乾燥・調整いずれかの作業に従事しなければならなかった。水稻収穫および乾燥・調整の作業受託は進展していたが、経営安定対策への加入を目指して、当集落でも2007年3月にNファームが設立された。N生産組合とNファームは別個に運営されている。

集落の農家23戸のうちNファームに参加した農家は18戸であった。参加に際して1戸当たり1万円の拠出を求め、それを当面の運転資金とした。N生産組合に参加している認定農業者4戸のうち2戸はNファームに参加していない。Nファームに参加した構成員の水田経営面積をあわせると30haになり、水稻作付面積は18haである。

### (3) Nファーム

#### 1) 事業内容

Nファームに参加している農家の水田面積を合わせると30haになる。Nファームとしての作付面積は水稻が18ha、ソバ2ha、トウモロコシ102a、菜の花95a、エダマメ19a、セリ9aである。

Nファーム名義の機械所有はなく、水稻については構成員が各自持ち寄った農地を作業するが、収穫および乾燥・調整はN生産組合が行っている。ただし、米収穫については、NファームからN生産組合に作業を委託するという受委託契約を結んでおり、委託料もNファームからN生産組合へ支払われる。ただし、N生産組合の作業受託は個人ごと、圃場ごとに収穫、乾燥・調整が行われており、決して効率が良いとはいえない。

転作については当集落ではバラ転で対応しており、どこに何を作付けるかは各農家にゆだねられている。基盤整備が早い段階に入ったものの、その後の整備が実施されなかったことによって排水不良などが解消されておらず、圃場条件の差が大きいからである。したがって、個別の経営地の中で条件の悪い圃場が転作に回されており、バラ転で生産性も低く、Nファーム設立以前は調整水田や自己保全管理で転作対応している農家も少なくなかった。

この何も作付けられていない農地を有効利用するため、Nファームが転作を請け負うこととした。この転作受託地での作付けに際して、バラ転にはなっているが、できるだけ団地化しようと、構成員ではない認定農業者などが転作している農地と隣接した転作地には、その農家と同じ作物を作付けることにしている。

転作受託に関しては、収穫物の販売はNファームが行うが、構成員に対する転作地の利用料などの支払は一切ない。また、作業では集落の高齢者を中心に雇用し、時給400円を支払っている。機械が必要な作業については持ち込みしてもらい、機械借上げ料として10a当たり1,000円を支払う。取り組みが始まったばかりでまだ収益事業になるかわからない段階であり、このような低賃金になっている。

役員は5名で2年任期である。60代は1名のみであり、40～50代を中心とした役員構

成となっている。役員報酬は1人年間3万円とかなり抑えられている。

活動初年度である2007年度の収入は約2,500万円あった。販売収入合計は1,700万円であり、米が1,600万円、トウモロコシ32万円、枝豆23万円、そば6万円、せり2万円となっている。その他に米の収穫、乾燥・調整にかかる作業受託収入が420万円（最終的にはN生産組合に支払う）あり、この他に産地づくり交付金が102万円、雑収入（鹿角市の助成である集落営農育成支援金が10aにつき1万円）299万円であった。

支出は約2,200万円あって、主な内訳としては労賃が600万円、管理料550万円、資材費490万円であった。米販売代金を構成員に分配する際に資材代、抛出金等を除いて労賃（機械作業部分）および管理料（水管理、畦畔管理）という名目で支払っている。

差し引き300万円ほどの黒字になったが、それについては内部留保し、今後の機械購入等に充当する計画のようである。

## 2) Nファームの構成員

2008年11月にNファームの構成員18戸すべての経営調査を実施した（第2表）。Nファームには2戸の認定農業者が参加しているものの、1戸は経営主が農外就業に従事しており、もう1戸は定年を迎えて農業専従になったものであり、総じて兼業農家が組織した集落営農組織といえる。兼業職種としては、土木・建設業の労働者といった不安定な職種が多い。

経営主の年齢をみると、60歳以上が6戸にとどまり、比較的若い年齢構成になっている。

水田経営面積は1ha未満が6戸、1～2ha層は7戸、2～3ha層に2戸、3ha以上層も3戸あるが、構成員の中でもっとも大きい農家でも386haしかない。水田借地がある農家は6戸で、借地面積が最大の農家でも1.8haとそれほど大きくはない。こうした借地はほとんどが親戚から頼まれたものであって、積極的な借地拡大はみられない。経営規模が4haに到達しない農家で構成された組織であり、個別で経営安定対策に乗れなかった農家が集まって組織化による対応となったものであろう。

各農家の機械装備をみると、トラクター、田植機、コンバインが揃っている農家は4戸、トラクターと田植機の両方を所有しているのが12戸、トラクターのみの所有が2戸である。田植機を所有していない2戸はD農家に田植え作業を委託している。コンバインを所有していない12戸は、稲収穫作業と乾燥・調整をN生産組合に委託しており、コンバインまで所有している農家4戸のうち2戸はN生産組合への稲収穫および乾燥・調整の委託はなく、2戸については機械が壊れたため最近乾燥・調整を委託するようになったものである。

機械の更新について聞いたところ、トラクターはほとんどの農家が個別に更新するというのが、それ以外の稲作用機械は個別に更新せず、機械が壊れればそれについての作業を委託したいと考えている。委託先はNファームとする農家がほとんどであり、今後Nファームが機械装備を整えさえすれば、作業受委託はかなり進むものと考えられる。

調査農家の経営内容をみると、米に加えて転作として野菜や花卉が作つけられており、



米以外を販売している農家が7戸あった。農産物の販売金額については、最も大きい農家でも280万円にとどまり、200万円を超える農家が2戸、100万円台が3戸であり、13戸は100万円に届かない。

農外所得が農家所得の柱ではあるものの、農業所得は「ある程度の所得になる」「米が家計を助けている」と期待しているからこそ、「貸し付けするよりも自作した方が所得が大きい」という判断で自作を継続している。単に農地を管理していくことだけが農業経営継続の目的ではなく、農業所得が家計費を補うものとして期待されているのである。これは兼業職種が不安定かつ低賃金という兼業構造との関わりが強いと考えられる。

ところで、転作をNファームに任せている農家が12戸ある。Nファーム設立以前は、各農家が自己保全管理や調整水田で転作対応していた部分を、Nファームが引き受けて野菜生産を行っている。この転作委託に関しては、相対契約で小作料などの授受はなく、産地づくり交付金も個別農家ではなく、Nファームに入っている。また、そこで生産された農産物の販売代金もNファームに帰属する。しかし、転作を委託する農家にとっては、農外就業との労働力分配の面から、個別に転作対応する手間が省ける点が評価されている。

個別農家の今後の経営展開については、現状維持が17戸で、規模縮小も1戸あった。「米価が低くて米づくりに魅力がなくなった」こともあるが、「仕事との関係でこれ以上できない」など農外就業に従事しながらの農業であるため、現有労働力ではこれ以上の規模は無理だと考えている。これは農業後継者の確保とも関わっている。農業後継者を確保している農家は3戸にとどまり、あとの農家は未定も含めて農業後継者が確保できていない。

したがって「米価がよくなったとしてもできない」と考えているようだ。こうしたことから、「他から頼まれてもやれない」など、借地の依頼があっても断るようで、規模拡大の可能性は構成員の中にはないようである。農業後継者が確保できなかった場合、農地はNファームに貸し付けたいと考える農家が多数を占めている。

### 3) N集落の特徴と課題

N集落では、農業構造改善事業を契機としたN生産組合の設立によって、すでに稲作収穫作業の受委託がある程度進展していた。ただし、作業効率を上げるための農地の利用調整などはできていなかった。経営安定対策対応で集落営農組織を作る際、この作業受託組織であるN生産組合を母体とするのではなく新たにNファームを別組織として立ち上げた。

現在、N集落では、N生産組合とNファームは別個に運営されており、水稻の収穫作業と乾燥・調整をN生産組合が受託し、NファームはN生産組合への作業委託の調整および肥料・農薬の共同一括購入と、米の共同名義販売、それに転作受託を行っている。

Nファームは、これまでの個別対応的な集落の水田農業のあり方にまったく変更を加えず、組織形態だけが整えられものである。したがって、集落全体としての稲作作業の効率化のための調整や、転作の団地化も取り組まれないままである。

構成員にとって、Nファームについて現時点でのメリットは、共同購入による資材費の低減と、Nファームが転作受託することで転作対応の手間が省けた点をあげている。とく



にそれまで自己保全管理や調整水田での転作対応だったものが、Nファームが設立されたことで作物転作に移行しており、土地利用率の向上につながっている点は評価されてよい。また、将来的には農地の受け皿という期待は強い。

ただ、現状では集落営農の組織化によるメリットは構成員農家にとってそれほど実感があるものではなかった。しかしながら、集落営農の組織化によってようやくスタートラインに立ったわけで、今後の展開次第では、より組織化のメリットを発揮することが可能であり、そのためには効率的な営農活動に向けた取り組みが課題となってくる。

今後の課題は第1に、作業受託の展開とオペレータの確保である。Nファームの構成員はトラクター以外の機械更新を考えておらず、作業受託は進展すると予想される。とりわけ田植えに関する作業受託の要望は高まりをみせている。問題はオペレータの確保である。というのも現在、N生産組合で機械オペレータを担当している農家の中に積極的にオペ出役を拡大したいと考える農家はいない。構成員の中からオペレータ候補を探すにしても、ひとつは農外就業との労働配分、もうひとつはオペレータ賃金の水準との関わりで難しそうである。特に賃金水準については、現在N生産組合のオペレータ賃金が日当8,000円であり、これは「土方の給料と同じで低いと思う。1万円くらいないと若い人はやってくれない」との意見がある。オペレータを確保していくためには日雇い賃金よりも高い水準を設定する努力が求められるが、そのためにはさらなる効率的な運営によって収益確保していくことが重要となってくる。

収益確保と関わって第2に、農地利用の効率化すなわち農地の利用調整についての課題がある。個別経営のままでは分散していた水稻作付圃場や転作圃場を、農地の利用調整を行うことで数カ所にまとめた上で、個別の所有農地に縛られない効率的作業体系を構築することで、農作業の省力化と作業効率の向上による生産コストの削減につなげていくことが必要だろう。その際、農地の利用調整および米のプール計算によって個々の経営地（所有地）にこだわらない作業順序・管理が可能な条件が整い、稲作の低コスト化を追求することができる。また、転作を団地化することができれば、より効率的に転作対応が可能になると考える。そこから発生した余剰労働力は、団地化された転作圃場において、園芸部門に向けることで農業の複合化が展望される。

#### 4. 秋田県における集落営農組織の現状と課題

秋田県の集落営農組織の特徴は次の3点である。

1点目は、経営安定対策への加入を目的に設立された集落営農組織が圧倒的に多いことである。秋田県では米への依存度が高く、近年の米価下落基調のもとで、農業所得が減少していた。また、2～4haの中規模層が厚く存在していたが、このままでは経営安定対策に加入することができないという危機感が県やJAグループにはあった。そうした中で、県やJAグループの努力の成果として集落営農組織が数多く設立されることとなり、その結果、経営面積における集落営農のシェアは高まっている。

2点目は、そうした集落営農組織は形式的に組織化されたものにとどまっており、個々

の経営を積み上げたにすぎないことである。県中央会開発の「一元」というソフトによって、建前上は販売が一元化されているが、個々の経営を積み上げたにすぎない（構成員ごとの枝番管理<sup>5)</sup>）。つまり、「品目横断的経営安定対策加入前の営農形態を踏襲したまま、経理事務のみを一元化した運営形態」なのである<sup>6)</sup>。

3点目は、形式的な組織化であるため、共同作業などの実態に乏しいということである。共同化の程度としては、資材の一括購入と共同名義販売にとどまっているのが実態で、経営安定対策対応で設立された集落営農組織は、その内実は経営実態に欠ける組織が少なくないということである。したがって、組織化による省力化やコストの低減にはつながっていない。それは水稻部門だけでなく転作大豆についても同様であった。

以上の特徴をふまえると、秋田県の集落営農組織の課題は、作業の効率化を如何にして追求するかであろう<sup>7)</sup>。作業の効率化を進める上で重要となるのが、個々の経営の積み上げを解消できるかどうかである。構成員はあくまで収入の柱は兼業であるが、兼業収入が十分ではなく、農業所得が家計にもつ位置づけが高いという特徴がある。したがって、兼業従事との関係で、融通のきく農作業を選択してきた。また農地貸付けへのアレルギーも根強く残っている。そうしたことから個別自作志向が続いてきたのである。融通のきく作業体系を選択してきた結果、肥料・農薬の種類、散布量、散布時期などが構成員間で必ずしも統一されてこなかった。そのことがまた、収穫時期や品質の差を生みだすことになり、共同作業の取り組みが進まないことにつながっている。

しかし、共同作業の取り組みを集落営農組織の法人化のみに期待するのは難しいようである。構成員が農地貸付に向かうのは、管理作業すらできなくなった時であり、集落営農組織が法人化したとしても、直ちに構成員から借地ができるとは限らない。したがって、集落営農組織を法人化しさえすれば、法人組織内で農地の利用調整が実施でき、効率的な作業が可能になるという方向は展望しにくい。

他方で、作業受委託は進展する可能性が大きい。ひとつは農業収入および農外収入の両方の縮小によって、もうひとつは農業後継者がいないことから、個々の農家で機械を更新していくのが困難になっているからである。その際に、集落営農組織で効率的な作業ができる条件を整えることが求められる。すなわち、土地利用調整や個々の経営地にこだわらない作業順序・管理、さらにはプール計算などに取り組むことである。効率的営農を行うためには段階をふんだ対応が必要であり、①構成員間で栽培協定→②作業の共同化→③土地利用調整へのステップアップが重要となろう。

最後に、農家に階層性があるK集落では、2009年に担い手層が組織したK水稻生産組合が法人化した(K法人)。これは、K営農組合での法人化が困難だったためである。K法人は1筆(27a)の借地をし、大豆の特定作業受託6haのみを行う組織となった。水稻は従来通りK営農組合で経営安定対策に加入している。K法人の構成員の農地をK営農組合から引き上げると、K営農組合が面積基準をクリアできないから、このような体制となったのである。今後はK法人にK営農組合が吸収されるように動いていくようである。

なお、K集落では、2009年から肥料・農薬の散布時期、散布量を統一する取り組みを実

施することとなった。これは収穫作業の実質的共同化、すなわち所有地にこだわらない収穫作業のための準備である。経営安定対策の法人化要件をきっかけに肥料・農薬の統一が取り組まれたことは評価される。

その一方で、集落営農組織の法人化という道筋は複雑ということもまた明らかとなった。枝番方式という形式のみを整えた集落営農の組織化は一段落し、形式だけだった集落営農組織に内実をもたせる取り組みが開始している。しかし、その取り組みの進み方は相当複雑であるし、時間を要する可能性が高い。5年以内に法人化するという経営安定対策の加入要件の評価には含みをもたせるべきであって、経営安定対策にじっくり取り組める時間的余裕を与えることが必要ではないだろうか。要件のハードルを急に上げたり、5年後に法人化できていない場合、対象から外す等は慎重な対応を望む。

注(1) 谷口信和(2007年)「日本農業の担い手問題の諸相と品目横断的経営安定対策」『日本農業年報 53 農業構造改革の現段階』農林統計協会, 27頁

(2) 『平成18年集落営農実態調査報告書』農林水産省統計情報部, 2007年8月

(3) 秋田県農政部「秋田県における水田作担い手の現状と集落営農組織育成の考え方」(2005年12月)によると、秋田県ではK水稲生産組合のように水稲秋作業の作業受託を中心とした任意の生産組合が多いとされている。

(<http://www.pref.akita.jp/noseika/keiei/saito/sosikiikusei.html>)

(4) これは当地域で取り組まれている「鹿角地域とも補償」の影響が少なくない。「鹿角地域とも補償」は、まず参加料として水稲作付面積10a当たり1,000円を拠出しなければならない。この参加料の1,000円については、生産調整を消化した面積に応じて産地づくり交付金に上乘せられて返還される。さらに、生産調整配分面積以上に生産調整を実施した場合、超過実施分について10a当たり1万8,000円が産地づくり交付金に上乘せられて支払われる。その一方で、米生産配分面積を超えて米を作付ける場合、超過作付分について10a当たり1万8,000円を追加拠出しなければならないというものである。

(5) 第43回東北農業経済学会岩手実行委員会『集落営農組織の現状と展開方向－岩手県における集落営農組織の調査分析を中心として－』第43回東北農業経済学岩手大会報告書, 2008年4月, 3頁

(6) 第43回東北農業経済学会岩手実行委員会『集落営農組織の現状と展開方向－岩手県における集落営農組織の調査分析を中心として－』第43回東北農業経済学岩手大会報告書, 2008年4月, 4頁

(7) 秋田県の集落営農組織の目指す方向は、一般的には所得確保のための複合部門の導入が提案されている(東山寛(2006年)「東北地域における複合型集落営農の新展開」平野信之編著『東日本穀倉地帯の共生農業システム』農林統計協会, 47頁)。しかし、秋田県の集落営農は、農地利用調整にまで取り組んでいる組織は少なく、省力化や作業効率の向上につながっていない。秋田県の集落営農の展開にとって、まずはコスト削減ならびに省力化を進めることが農業の複合化への第一歩になると考える。